

糸魚川市立根知小学校いじめ防止基本方針

糸魚川市立根知小学校

はじめに

当校のいじめ及びいじめ類似行為（以下「いじめ等」という。）の防止等のための対策を効果的に推進するために、いじめ防止対策推進法（平成 25 年法律 71 号。以下「法」という。）第 13 条の規定に基づき、この「糸魚川市立根知小学校いじめ防止基本方針（以下「学校基本方針」という。）」を策定する。

第1章 いじめの防止等のための基本的な方向に関する事項

1 いじめの定義

児童（生徒）に対して、当該児童（生徒）が在籍する学校に在籍している当該児童（生徒）と一定の人的関係にある他の児童（生徒）が行う心理的または物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童（生徒）が心身の苦痛を感じているものと定義する。（法第 2 条より）

2 いじめ類似行為の定義

児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該児童等が当該行為を知ったときに心身の苦痛を感じる蓋然性の高いものをいう。（新潟県いじめ等の対策に関する条例（以下「条例」という。） 第 2 条 2 より）

3 いじめの防止等に関する基本的な考え方

- 根知小学校の児童は、いじめ等を行ってはならない。
- 根知小学校はいじめ等が起きない学校づくりを推進する。
- いじめ等はいかなる理由があろうと決して許されない行為であることについて、児童や保護者、地域への周知を図る取組に努める。
- いじめ等を受けている児童をしっかりと守る。
- いじめ等はどの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、いじめ等の問題に対して万全の体制で臨む。

(1) いじめ等の未然防止

いじめ等は、どの学校にも、どのクラスにも起こる可能性があることを強く意識し、様々な教育活動を通していじめ等の未然防止に取り組む。

そのために、児童の自己肯定感や規範意識を高めるとともに、望ましい社会性や豊かな人間性を育み、全ての児童が安心して生活できる学校づくりを実現する。

(2) いじめ等の早期発見

児童が発するいじめ等の様々なサインを見逃すことがないよう教職員全員で理解を深めるとともに、些細な兆候であっても、いじめ等ではないかとの視点を持ち、積極的ないじめ等の認知に努める。

(3) いじめ等に対する措置

いじめ等を発見したときは、組織的に、迅速かつ適切な対応を図る。いじめ等を受けた児童が学校等で安心して生活できるなど、被害児童を守り抜くことを最優先するとともに、校内組織や関係機関との連携を図り、組織的に対応したり、支援したりする。

第2章 いじめの防止等のための対策の内容に関する事項

1 いじめ防止等のための組織

法第 22 条を受け、本校には、いじめ等の防止等に関する措置を実行的に行うための組織（以下「組織」という。）として、下記の組織を設置する。

(1) いじめ・不登校対策委員会

- ① 構成員・・・校長、教頭、生活指導主任、教務主任、学級担任、養護教諭
- ② 開催時期…年度当初に計画し開催。(週に1回程度 児童理解の会を兼ねる)
*但し、いじめの重大事案が発生した時は、緊急に開催。

(2) 拡大いじめ・不登校対策委員会

- ① 構成員・・・校長、教頭、生活指導主任、養護教諭、特別支援教育コーディネーター、
スクールカウンセラー その他、必要に応じて地域の人権擁護委員、根小屋
駐在所長、主任児童委員、民生児童委員
- ② 開催時期…年2回開催 *但し、いじめ等の事案が発生した時は、緊急に開催。

(3) 役割

- ① 根知小学校いじめ防止基本方針の作成・見直し
- ② いじめ等についての共通理解と指導体制の確立
- ③ いじめ等の事例について報告、分析、対策の決定
- ④ 「アンケート」の調査結果の報告、分析
- ⑤ 教育相談の結果等の報告、分析

2 いじめ防止等に関する措置

(1) いじめ等の未然防止のための取組

① 児童が主体となった活動

絆づくり	居場所づくり	授業での取組
<ul style="list-style-type: none"> ・各種行事をとおした異学年交流の実施 ・縦割り班清掃活動の実施 ・総務委員会が企画し実施するわくわくタイム 	<ul style="list-style-type: none"> ・学級でのお楽しみ会 ・日常の係活動 ・クラス会議の実施 	<ul style="list-style-type: none"> ・話し合い学習 ・助け合い学習 ・言語活動の充実
<ul style="list-style-type: none"> ・「あおいポスト」の設置 		

② 教職員が主体となった活動

絆づくり	居場所づくり	授業での取組
<ul style="list-style-type: none"> ・授業中や休み時間など児童と共に活動し、児童理解や児童とのよりよい関係づくりを行う。 	<ul style="list-style-type: none"> ・日常的に児童が教職員に相談しやすい環境づくりに努めるとともに、教育相談や生活アンケートを定期的実施し、児童の心に寄り添う相談体制を推進する。 ・中学校区の学校間や地域とも連携し、地域ぐるみでいじめの防止の取組を推進する。 	<ul style="list-style-type: none"> ・児童の自己肯定感や規範意識を高めるとともに、望ましい社会性や豊かな人間性を育む授業づくりを目指す。 ・あらゆる教育活動を通して、いじめは絶対に許されないという人権感覚を育むことを推進する。 ・「子どもとともに学ぼう」「子どもの反応から学ぼう」という姿勢で授業を行う。
<ul style="list-style-type: none"> ・一人ひとりを大切に、分かる授業を推進する。 		

(2) いじめ等の早期発見の取組

- ①毎週実施の「児童理解の会」で、児童の様子について共通理解を図る。
(該当担任が週案に記載→管理職)
- ②児童対象の生活アンケートを毎月実施する。(教育相談を1月末までに行う)
結果の報告：学級担任→生活指導主任→管理職
結果の共有：全職員に回覧、児童理解の会で報告
- ③保護者対象にアンケート(いじめ等の内容を含む)を実施する。(6月、11月)
- ④生活アンケート実施後に教育相談を行う。
- ⑤いじめ対策委員会(拡大いじめ対策委員会)において、アンケートや教育相談の結果、教職員が持っているいじめ等につながる情報等を収集し、教職員間で共有する。
※アンケートの保存期間は、卒業後5年間とする。

(3) いじめ等が発生した場合の対応

- ①速やかに事実を確認し、迅速に情報収集を実施する。
- ②いじめ等を受けている児童や通報した児童の身の安全を最優先とする。
- ③情報を基に、いじめ対策委員会(拡大いじめ対策委員会)で組織としての対応策を協議し、教職員間で共通理解を図る。
- ④いじめ等を受けた児童の保護者と連絡を取り、事実関係と当面の対応を説明する。そして、今後の家庭と学校との連携について、保護者の意思を確認する。
- ⑤いじめ等を行った児童に対して、いじめ等は人格を傷つける行為であることを理解させ、自らの行為の責任を自覚させるとともに、いじめ等をしないよう本人及び保護者への助言・指導を継続的に実施する。たとえ、いじめ等が止んでいたとしても、少なくとも3か月は最注視していく。
- ⑥いじめ等に関係する保護者に対して、必要な情報と学校での対応を説明するとともに、学校での様子を定期的に情報交換し、いじめ等の解消と再発防止を図る。
- ⑦犯罪行為として取り扱われるべき事案については、市教育委員会へ報告するとともに、警察署に通報し必要な対応を図る。また、資料の保存期間は、卒業後5年間とする。

(4) ネット上のいじめ等への対応

- ①教科や学級活動、集会等における情報モラル教育の充実を図るとともに、情報モラルに関する指導を実施する。
- ②フィルタリングやネット見守りについて、保護者への啓発を図る。
- ③インターネット利用に関する職員研修の充実を図り、教師自身の人権感覚を磨く。

3 重大事態への対応

(1) いじめ事案が下記の場合は、重大事態として速やかに校長が市教育委員会へ報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、指導・助言を受ける。

- ①児童の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがある場合
 - ・児童が自殺を企図した場合
 - ・身体に重大な傷害を負った場合
 - ・精神性の疾患を発症した場合
 - ・高額の金品を奪い取られた場合
- ②児童が相当の期間学校を欠席することが余儀なくされている場合
 - ・いじめが主な原因で欠席が30日以上の場合
 - ・一定期間、連続して欠席している場合

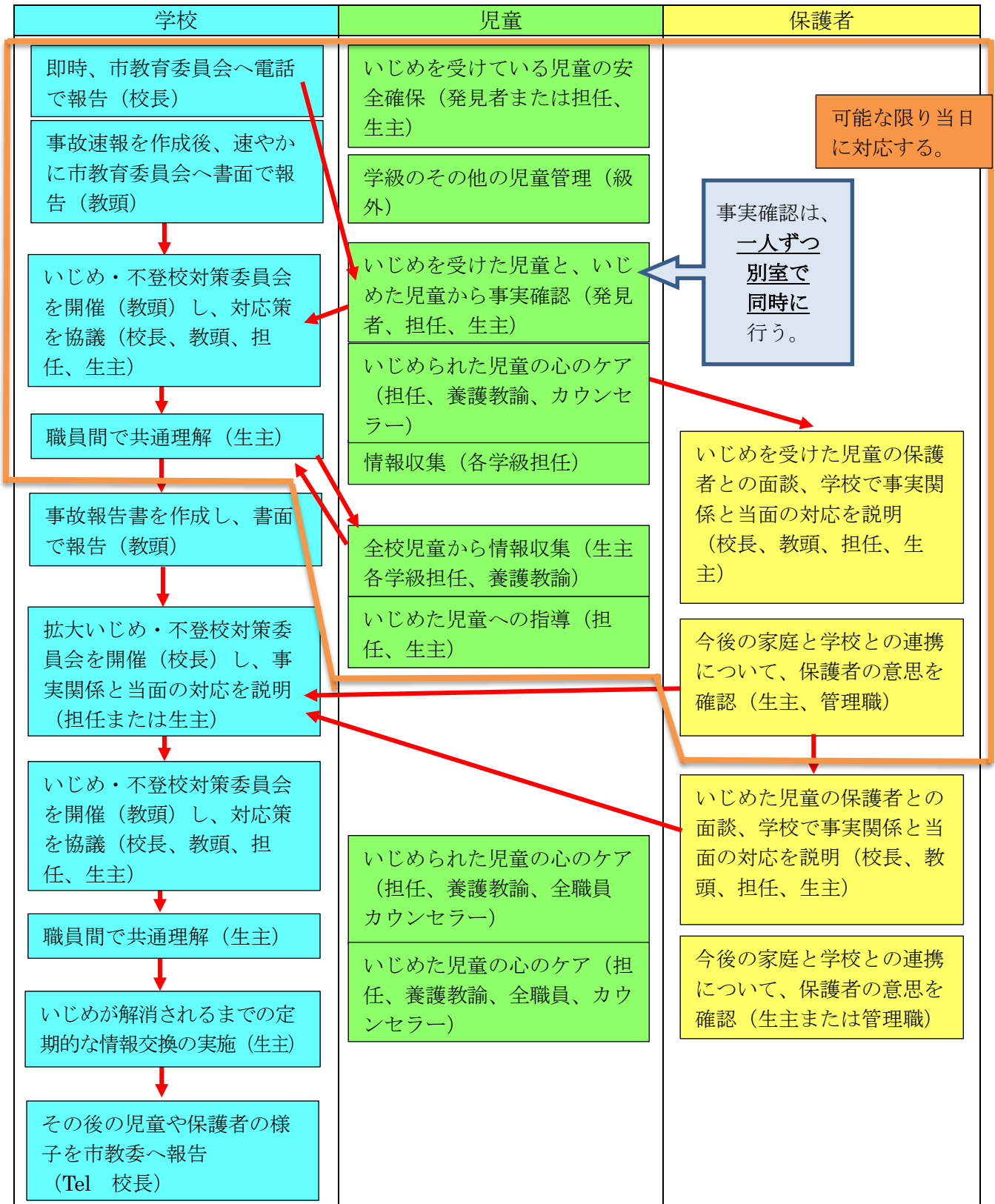
(2) 重大事態に対して、以下に留意して対応する。

- ①児童や保護者等に不安や動揺が広がったり、事実に基づかない風評等が流れたりしないよう、努めるとともに個人のプライバシー保護に配慮する。
- ②調査結果の公表については、公表した場合の児童への影響等を総合的に勘案して、適切に判断する。

根知小学校のいじめ対応マニュアル

いじめを把握（発見者）

発見者は、即時、担任、生徒指導主任（以後生主）、管理職に報告



※犯罪行為として取り扱われるべき事案については、校長が市教育委員会へ報告するとともに、警察署に通報し必要な対応を図る。

※重大事態として速やかに校長が市教育委員会へ報告するとともに、市教育委員会が設置する重大事態調査のための組織に協力し、指導・助言を受ける。